

訪問看護運営規程（訪問看護ステーション）

（事業の目的）

第1条 合同会社NOBILVAが運営する訪問看護ステーション アズ以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者ならびに特定疾患等有し看護等が必要なもの（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防、医療を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
2. 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 3. 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- I. 名称 訪問看護ステーション アズ
- II. 所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井629-4

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員及管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。看護師との兼任が可能である。
- 看護師・准看護師 2.5名以上
看護師は、訪問看護等の提供にあたる。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 相当数
理学療法士・作業療法士等はリハビリテーション等の提供を看護師と連携して行う

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- I. 営業日 月曜日から土曜日までとする。しかし緊急時の場合はこれに限らない。
- II. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時は24時間対応とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置
11. その他、看護・リハビリテーションに付随する内容

(訪問看護等の利用料その他必要な費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次に掲げる額を徴収する。

- 本事業所より片道15km以上の利用の場合：1kmあたり20円/日を算定する。

- 3 死後の処置料は、20,000円とする。

- 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市(佐古地区、加茂名地区、加茂地区、国府地区、北井上地区、南井上地区、入田地区、不動地区など)、石井町、神山町、鴨島町、川島町、吉野町、土成町、上板町、板野町、藍住町、北島町を基本とする。その他、地域は要相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければ

ならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (イ) 虐待防止のための指針の整備
 - (ウ) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (エ) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関連職種と連携し、市町村に通報するものとする

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。

I. 採用時研修 採用時から3ヶ月以内

II. 継続研修 年2回以上

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、合同会社NOBILVAと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年5月20日から施行する。